

笛子第 5-44 号
令和 2 年 5 月 21 日

保護者各位

笛吹市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山下 政樹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育所等への
登園自粛要請の終了について(お知らせ)

笛吹市内の保育所、保育園、認定こども園、小規模保育事業所における登園自粛要請につきましては、市内小中学校の休業の終了に合わせ、5月24日をもって終了することといたします。

山梨県においては、令和2年5月14日に緊急事態措置を終了としましたが、感染の拡大防止を図る必要があることから改めて、5月15日から5月31日までの間、感染拡大防止対策への協力要請を発出しています。

協力要請期間中、家にいることが可能な保護者におかれましては、引き続き、家庭での保育にご協力をお願いします。

なお、自粛に伴う保育料の日割り対象期間は、5月24日までとなりますが、笛吹市民の児童については、6月から11月分の保育料及び副食費は無料となります。